

農林漁業者等への金融支援策(新型コロナウイルス感染症関係) (下線部分は、令和2年度第2次補正予算で新たに追加・拡充した措置)

支援項目	支援の内容	対象資金等	融資機関	担当
貸付利子の5年間実質無利子化 【2次補正で拡充した内容】 ○融資枠 ○実質無利子化の上限額(漁業者等向け)	経営に影響が出ている農林漁業者等に対し、資金繰りや施設整備のための資金について、貸付当初5年間実質無利子化。 ※林業者向けのうち、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金は、貸付当初10年間無利子化。	(農業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金 (林業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金 (漁業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、漁業経営改善支援資金、農林漁業施設資金 (農業者等向け) 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金 (林業者向け) 林業者向け民間借換資金 (漁業者等向け) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金	公庫 農協・漁協等民間金融機関	(農業関係) 経営局金融調整課 TEL) 03-3501-3726 (林業関係) 林野庁企画課 TEL) 03-3502-8037 (水産関係) 水産庁水産経営課 TEL) 03-6744-2347 (危機対応) 経営局金融調整課 TEL) 03-3501-3726
保証料の5年間免除 【2次補正で拡充した内容】 ○保証枠	経営に影響が出ている農林漁業者等に対し、資金繰りや施設整備に必要となる農業近代化資金等の民間資金の借入れについて、農業信用基金協会等による債務保証の当初5年間の保証料免除。	(農業者等向け) 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金 (林業者等向け) 林業者向け民間資金(借換資金含む) (漁業者等向け) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、漁業者向け民間資金(借換資金含む)	農協・漁協等民間金融機関	
実質無担保化 【2次補正で拡充した内容】 ○融資枠・保証枠	経営に影響が出ている農林漁業者等に対し、資金繰りのための資金について実質無担保等による貸付及び債務保証を措置。 ※注：民間金融機関からの融資を受け易くするための劣後ローンを含む	(農業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金(注)、スーパーL資金、経営体育成強化資金 (林業者向け) 農林漁業セーフティネット資金(注) (漁業者向け) 農林漁業セーフティネット資金(注) (農業者等向け) 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金に対する債務保証 (林業者等向け) 林業者向け民間資金(借換資金含む)に対する債務保証 (漁業者等向け) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、漁業者向け民間資金(借換資金含む)に対する債務保証	公庫 農協・漁協等民間金融機関	
貸付限度額の引上げ・償還期限の延長	■農林漁業セーフティネット資金(農林漁業者向け) ・貸付限度額：600万円又は年間経営費等の12分の6 → 1,200万円又は年間経営費等の12分の12 ・償還期限：10年以内 → 15年以内		公庫	
関係金融機関への要請	新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予		金融機関	
危機対応業務による融資	指定金融機関による食品製造事業者等への損害担保融資や低利融資(ツーステップローン)の融資枠を拡充。		政投銀 商工中金	